

秋田県社会福祉会館レストラン入居者募集要項

1 入居施設の概要

(1) 施設名称

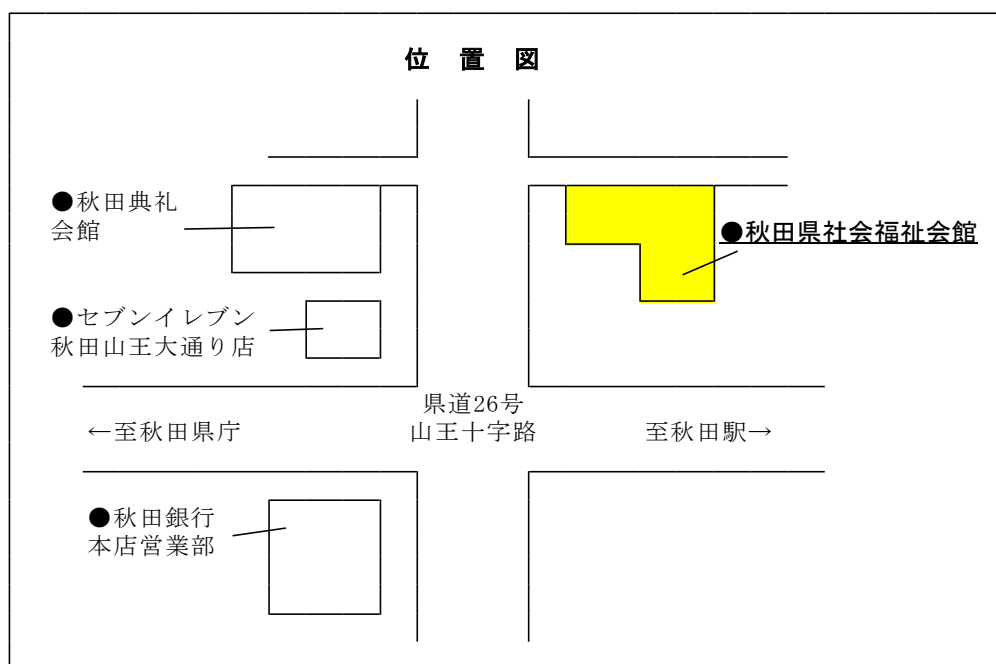
秋田県社会福祉会館

(2) 設置条例等

秋田県社会福祉会館条例に基づき秋田県が設置

(3) 所在地

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町 1 - 5



(4) 指定管理者

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 会長 三浦 廣巳

所在地 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町 1 - 5

連絡先 電話 018-864-2700 F A X 018-864-2701

(5) 構造

S R C造／地上10階／地下1階

(6) 面積

建物 12,909.98平方メートル 土地 7,331平方メートル

(7) 施設の営業日

本館 (A棟・B棟)

平 日 午前9時から午後9時まで (年末年始除く)

土日祝日 午前9時から午後5時まで

秋田県心身障害者福祉センター (C棟)

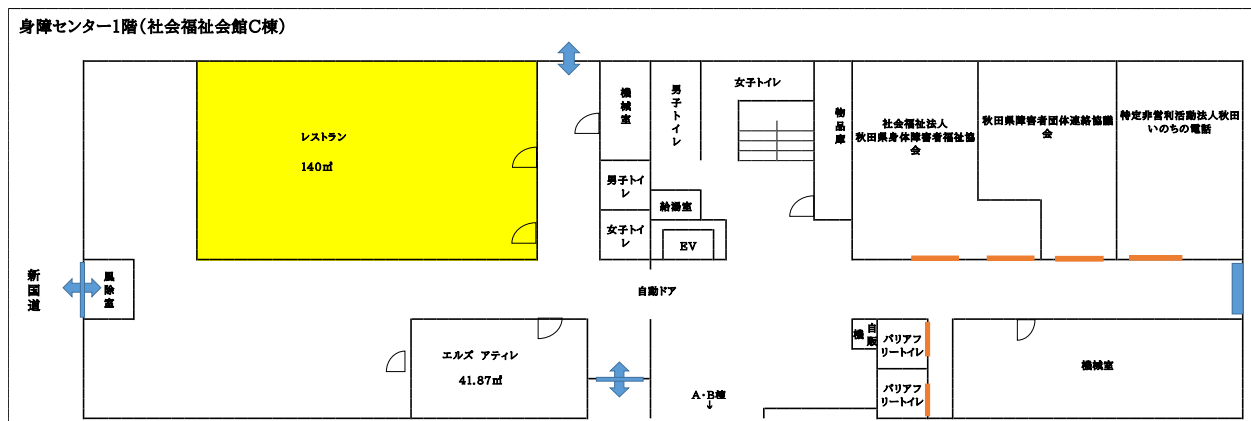
平 日 午前9時から午後9時まで (毎週火曜日、年末年始除く)

土日祝日 午前9時から午後5時まで

2 レストランの概要

(1) 所在地

秋田県社会福祉会館内1階（C棟）



(2) 物件

面積：140平方メートル

テーブル席、座敷、厨房、レジカウンター、従業員クローク

※別添参考写真参照

3 募集スケジュール

公募開始：令和7年6月20日（金）

質問受付：令和7年7月18日（金）まで

質問回答：令和7年7月25日（金）

応募締切：令和7年7月31日（木）

結果通知：令和7年8月中旬（予定）

以下は選考された方のみ（予定）

県との協議：令和7年8月中旬～8月下旬

手続き等：令和7年9月上旬～9月下旬（行政財産使用許可申請手続き等）

準備期間：行政財産使用許可申請手続き終了～営業開始予定日まで

営業開始：令和7年12月1日（月）（予定）

4 入居条件等

(1) 入居条件

- ① 業態はレストランを希望するが、売店形態や売店の併設、その他の方法により飲食物を取り扱う場合は応相談とする。
- ② 営業時間は本館の営業時間の範囲内とする。
- ③ 契約期間は各年度3月31日までとし、年度ごとに行政財産使用許可を受けて更新するものとする。
- ④ 本物件は、秋田県身体障害者総合福祉センター内に設置しているため、障害者には万全な配慮を期すこと。

(2) 運営条件

- ① 経営形態は、入居者の直営とし、転貸は不可とする。
- ② 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- ③ レストランの名称や看板類の設置、その他入居にあたり入居者が実施を希望する設備工事等については、県及び指定管理者から承諾を得ること。
- ④ 建物の経年劣化や施設管理の不備による修繕を除き、既存備品を破損した場合は入居者で責任を負うこと。なお、館内照明等管球類の補充は自己負担とする。
- ⑤ 当該施設で実施するイベントや消防訓練、日常的な設備点検等に協力できること。

(3) 使用料及び光熱水費等

- ・秋田県行政財産使用料徴収条例の定めによる。

(参考) 令和5年度 建物使用料 300,974円(占有スペース140㎡分)

※上記の建物使用料は75%減免後の金額であるが、収入見込み又は収支実績に基づき年度ごとに決定(減免無し、50%減免又は75%減免)される。

※従業員用の駐車場が必要な場合は、入居者負担により別に確保すること。

- ・年間の使用料のほか、毎月光熱水費(電気・水道・重油使用料金)及び管理費を徴収する。(県で納付書を発行)
- ・毎月の光熱水費及び管理費の徴収額については、県の定める面積按分方式とする。
- ・ガス料金は、入居者とガス会社の契約による。
- ・改装費用は入居者の負担とする。(入居者が設置した機器の撤去を含め、退去時に原状復帰すること)

(4) 応募資格

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 公募開始日より過去3年間に食品衛生法その他関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- ② 公募開始日時点で飲食店の営業に必要な資格を有していること。
- ③ 公募開始日時点で会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 公募開始日時点で民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 公募開始日時点で破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に該当する営業又はこれらに類する業ではないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ☐ 入居申請書【様式1】
- ☐ 法人の登記簿謄本(原本)
- ☐ 貴社の概要が分かるもの(パンフレット、組織図、定款等)
- ☐ 代表者の住民票(写しでも可)

※以上の書類のほかに、必要に応じ追加書類の提出を求めることがあります。

※提出いただいた応募書類は、選考結果に関わらず返却しません。

(2) 提出期間

令和7年6月20日（金） ～ 令和7年7月31日（木）

(3) 提出方法

持参又は郵送（当日消印有効）

(4) 質問事項

質問書【様式2】により令和7年7月18日（金）までにFAX又はメールにて提出のこと。
トラブルを避けるため、電話による質問は受け付けません。

※FAX提出の場合は到着確認の電話を入れてください。

※なお、応募者が共有すべき回答は、応募者全員にFAXにて送信します。

(5) 現地施設見学

(2)の提出期間内に限り、日程調整により可能です。(6)の申込先へ御相談ください。

(6) 提出先・現地見学申込先

【申請書類・質問書提出先】

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

電話 018-860-1342 FAX 018-860-3844

担当者：工藤・阿部

【現地施設見学申込先】

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5

電話 018-864-2700 FAX 018-864-2701

担当者：目黒・加美山・橘

※お問い合わせの際は、「レストラン公募に係る現地見学希望」とお伝えください。

6 選考方法

- ・ 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課及び指定管理者を審査員とする選考会で、総合的に評価を行います。
- ・ 選考会の結果によっては応募者全員が選外となり、別途募集を行う場合があります。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を満たさなくなった場合、その他不適格と認める事項があった場合には選考の取り消しを行いますので、予め御承知おきください。

7 結果通知

令和7年8月中旬（予定）に、各応募者に文書で通知します。結果に関する問い合わせには応じられませんので、予め御了承ください。